

## 秋田県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和4年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（3、4級基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和4年10月13日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 横手市大屋新町字新町地内